

## 流山市こども会議実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、こども基本法（令和4年法律第77号）の基本理念に掲げられているこどもの意見表明の機会として実施する「流山市こども会議（仮称）。（以下、「こども会議」という。）」について、基本的な事項を定めるものとする。

(事業内容)

**第2条** こども会議は、次の事業を行う。

- (1) 市のこども施策に関わる事項について、こどもたちが自由に意見交換を行うこと。
- (2) 前号に掲げる意見交換の結果を、市に報告すること。
- (3) その他、市長が必要と認める事項。

(組織)

**第3条** こども会議は、原則として小学5年生以上18歳未満で、流山市内に在住、在勤、在学するもののうちから、こども会議への参加を求めるものとする。ただし、高校在学中であれば18歳以上でも可とする。

(ファシリテーター)

**第4条** 市は、こども会議の進行補助としてファシリテーターを置くことができる。

(会議)

**第5条** こども会議は、市が必要に応じて開催する。

(市による支援)

**第6条** 市は、こども会議の開催に当たり、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) こども会議の開催及び運営等に必要な情報の提供
- (2) こども会議へのこどもの参加の促進
- (3) その他、こども会議の運営のために必要と認められる事項

(庶務)

**第7条** こども会議の庶務は、市子ども家庭部子ども家庭課において処理する。

(補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、こども会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和5年11月6日から施行する。